

農業委員会からのお知らせ

◎ 農地賃借料情報の提供について

標準小作料制度が廃止されたことに伴い、代わりに農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行っています。

下記の賃借料情報は、平成22年11月から平成23年10月までの過去1年間の農業委員会を通じた賃貸借契約の状況です。

今後、農地を貸し借りする皆さんは、これらを参考として双方で賃貸借料の協議をお願いします。

【賃借料情報】 田（水稻）の部 (10a当たり, 100円未満四捨五入)

地域	平均額	最高額	最低額	データ数(筆)	備考
迫	20,200円	30,500円	10,000円	227	
登米	22,500円	24,000円	17,400円	10	
東和	18,100円	26,000円	6,500円	162	
中田	18,600円	26,000円	10,000円	660	
豊里	22,000円	30,000円	15,000円	163	
米山	24,400円	30,000円	7,000円	475	
石越	21,800円	23,000円	18,000円	46	
南方	18,800円	23,000円	10,000円	474	
津山	20,000円	20,000円	20,000円	183	
登米市	20,400円			2,400	

※畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※上記の表は過去1年間の全賃貸借料データです。親類間等の特殊な賃貸借契約は除いています。

【問い合わせ】 農業委員会事務局 電話0220-34-2317